

オンライン取引約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>2.7 乙が甲との取引を開始することに先立ち、甲は、乙が負担すべき手数料、スプレッド、資金調達その他に関わる経費及び利息のすべてについて明確な説明を乙に行うための適正な措置を講じるものとする。これらの手数料は 乙の利益を減ずることになる、あるいは損失を拡大することになるといった影響を与える。詳細については第4条(1)項(a)、第4条(1)項(b)、第5条(5)項、第8条(16)項、第12条(5)項、第15条(2)項及び第15条(3)項を参照のこと。</p>	<p>2.7 乙が甲との取引を開始することに先立ち、甲は、乙が負担すべき手数料、スプレッド、資金調達その他に関わる経費及び利息のすべてについて明確な説明を乙に行うための適正な措置を講じるものとする。これらの手数料は 乙の利益を減ずることになる、あるいは損失を拡大することになるといった影響を与える。</p> <p>(a) 詳細については第4条(1)項(a)、第4条(1)項(b)、第5条(5)項、第8条(16)項、第12条(5)項、第15条(2)項及び第15条(3)項を参照のこと。</p> <p>(b) (a)の他、乙は、甲に対し、本契約に定めるサービスの費用として、甲の定める口座管理手数料等を支払うことに合意する。甲は、甲のウェブサイトにおいて、本手数料の支払いにかかる内容を事前に公表する。</p>
	<p>平成 23 年 6 月 25 日改訂</p>